

職業訓練校は出席をしないと失業手当がでないため、咳をしている人などコロナかもと思ってしまう人も欠席せず出席をしている現状があります。そこで2点質問します。

○ 感染者や濃厚接触者が休んでも失業手当が支給される特例があるが、正しく運用されていない訓練校がある。制度の周知が必要ではないか。

(答)

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方が訓練を欠席した場合は、雇用保険の基本手当の支給は可能とする取扱いを、令和2年3月から実施しているところ。
- 2 改めて、訓練校や都道府県労働局、ハローワークに対し、周知徹底を図ってまいりたい。